**修学旅行需要分散・時期平準化促進支援事業にかかる**

**探究学習・ＳＤＧｓ学習等に関する体験プログラム登録要綱**

**（趣旨）**

第１条　この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「ＯＣＶＢ」という。）が沖縄県からの委託を受けて実施する 「修学旅行需要分散・時期平準化促進支援事業」（以下「支援事業」という。）において支援対象条件に含まれる体験プログラムの登録に関し必要な事項を定める。

**（支援事業概要）**

第２条　本支援事業は沖縄県内での修学旅行の実施に伴う県内移動手段の需要、行程における訪問・集合・離散場所や時間帯の集中を避けるための分散化を促進し、かつ参加者の満足度及び学習効果の向上を図るため、「修学旅行需要分散・時期平準化促進支援事業　支援金支払要綱」の条件を満たす県外の学校に対し、探究学習・ＳＤＧｓ学習等に関する体験プログラムの追加に伴う費用の一部を支援するものである。

**（登録条件）**

第３条　本支援事業に係る体験プログラムの登録条件を以下の通り定める。

1. 探究学習又はＳＤＧｓ学習に特化した内容であること。
2. 登録申込日又はそれ以前より受入可能であること。
3. 体験プログラム提供事業者（以下「事業者」という。）の拠点が沖縄県内にあること。
4. 事業者において過去に沖縄県内における修学旅行の受入実績があること。
5. 本支援事業により利用された体験プログラムの実施内容について、沖縄県又はＯＣＶＢが対外的に公表・共有することに同意すること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

1. 登録申込み内容に虚偽の事項がある場合
2. 体験プログラムの内容が当事業の趣旨及び公序良俗に反すると認められる場合
3. 事業者に以下の者が含まれる場合

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記。）

・　暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体

1. その他、ＯＣＶＢが不適当であると判断するもの

**（登録手続き）**

第４条　体験プログラムの登録を希望する事業者は、ＯＣＶＢが別途定める日までに、次に掲げる書類をＯＣＶＢへ提出しなければならない。ただし、ＯＣＶＢが運営する「おきなわ修学旅行ナビ」に既に登録されている事業者で、直近にＯＣＶＢが実施した更新確認に応えている者は第４号の書類を省略することができる。

1. 登録申込書（様式第１号）
2. 情報掲載に関するチェックシート（様式第２号）
3. 体験プログラム情報シート（様式第３号）
4. 事業者情報シート（様式第４号）
5. その他、ＯＣＶＢが必要と認めるもの

２ ＯＣＶＢは、登録申込を受け付けたときは、これを審査し、申込内容が適当であると認めたときは、本支援事業向けの体験プログラムとして登録することができる。

３　前項の規定により登録する旨を決定したときは、電子メールにより当該事業者へ通知するものとする。

４ 「令和６年度　修学旅行需要分散化促進支援事業」にて既に登録を済ませている事業者及びプログラムについては、登録手続きを省略することができる。

**（登録の有効期間）**

第５条　登録の有効期間は、登録の日から令和８年３月31日までとする。

**（登録内容の変更）**

第６条　事業者は登録内容に変更がある場合は、速やかにＯＣＶＢへ報告し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

* 1. 変更申請書（様式第５号）
	2. 体験プログラム情報変更シート（様式第６号）

**（登録の取り消し）**

第７条　ＯＣＶＢは、次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

* 1. 事業者から取り消しの申し出があったとき
	2. 提出された書類に虚偽の記載、重大な過失があると判明したとき
	3. 事業者がこの要綱に記載された内容に違反したとき
	4. 事業者が修学旅行の受け入れにあたって不正又は不誠実な行動を取ったことが判明したとき
	5. ＯＣＶＢが登録を継続しがたい理由があると認めたとき。

**（調　査）**

第８条　ＯＣＶＢは必要に応じて、登録されたプログラムの内容及び実施状況について、本支援事業の申請を行った修学旅行の実施校等に対し、調査を行うことができる。

**（免責事項）**

第９条　本支援事業に関して登録された体験プログラムの利用に関して、事業者と利用者の間で発生した問題に対し、沖縄県及びＯＣＶＢは一切関与しない。

**（個人情報の管理）**

第10条　体験プログラムの登録に関して事業者より取得した個人情報については、本支援事業の範囲内のみにおいて使用する。

**（その他）**

第11条　この要綱に定める書類はすべて電子メールによる提出を可とする。

２　この要綱に定めのない事項については、沖縄県とＯＣＶＢが協議して決定する。

**附　則**

この要綱は、令和７年３月10日から施行する。